

6 福祉高企第 37 号
令和 6 年 4 月 15 日

各介護サービス事業者・施設 管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部長
花 本 由 紀
(公印省略)

介護サービス事業所等における車両による送迎にあたっての
安全管理の徹底について (再周知)

このことについては、「介護サービス事業所における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について (令和 5 年 7 月 7 日付 5 福祉高企第 49 号)」、「介護サービス事業所で使用する送迎用車両の乗降時の確認の徹底及び安全装置の適正使用について (令和 5 年 9 月 5 日付 5 福祉高企第 101 号)」及び「介護サービス事業所等における車両による送迎にあたっての安全管理の徹底及び安全装置の適正使用について (令和 6 年 2 月 2 日付 5 福祉高企第 246 号)」により周知するとともに、送迎用車両に搭載する安全装置の設置等推進とあわせて利用者の安全管理の徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら今般、都内の障害福祉サービス事業所において、エンジンを切った状態の車内に利用者 1 名が約 40 分間置き去りになる事故が発生しました。利用者が降車する際の所在確認が行われていなかったこと及び使用する車両には置き去りを防止するための安全装置が設置されていなかったことなどが原因と考えられます。

利用者の安全管理は最も優先されるべき事項です。送迎にあたっては利用者の安全管理の徹底をお願いします。少しの気のゆるみが利用者の命に係わる重大事故につながりかねません。

また、安全対策は、複数の予防策を組み合わせることが効果的です。乗降時の利用者の人数や名前の複数の職員でのダブルチェックや、降車時・降車後の車内確認による見落とし防止等に加え、置き去りを防止する安全装置の設置も検討してください。

また、**万が一事故が発生してしまった場合は、各サービスの運営基準に基づき、区市町村への事故報告を行ってください。**

貴所におかれては、これから車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することを踏まえ、下記の内容を御確認いただき、車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底を図られるよう、よろしく願いいたします。

記

1 事故の概要について

令和6年4月9日、都内の障害福祉サービス事業所において、置き去り事故が発生しました。

当該事業所において、運転手や添乗スタッフが車内の確認を怠っていたこと、送迎車内置き去りを防止する安全装置を設置していなかったことなどが原因と考えられます。

2 所在確認について

利用者の乗降時には、設置した安全装置を適切に活用することや、点呼や目視による確認、職員間での情報共有など複数の予防策を組み合わせることで所在確認を実施してください。

特に事業所外での活動、取組等のための移動、その他の移動のために車両を運行するときには、乗降時の確認だけでなく、見失いなども発生しやすいことから所在を確実に把握してください。

【参考資料】

令和4年10月の「子供のバス送迎・安全対策講習会第1回」からの抜粋資料
(すぐに取り組める安全対策のご紹介)

※講習会の資料及び動画は、以下の東京都福祉局HPに掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//hoiku/kodomo_bus_anzen.html

3 安全装置の適正使用について

安全装置を設置されている場合は、定められた方法で使用するとともに、定期的に電源やセンサー、スピーカー等の作動状況を確認し、利用者の置き去りを未然に防止することができるよう、適正な安全装置の使用の徹底をお願いいたします。

警報音の機能を切るような不適切な使用をしないよう事業所内で周知徹底してください。

4 担当

○居宅サービス

介護保険課介護事業所担当 電話：03（5320）4274

○特養・老健・介護医療院・養護・軽費

施設支援課施設運営担当 電話：03（5320）4264

○有料老人ホーム

施設支援課有料老人ホーム担当 電話：03（5320）4296

○サービス付き高齢者向け住宅

在宅支援課高齢者住宅担当 電話：03（5320）4273